	申請書類チェックシート [個人] ※詳細は手引きをご確認ください。	新規	更新	変更許可
1	【第1面】許可申請書 産業廃棄物の新規申請、更新申請は様式第6号 産業廃棄物の変更許可申請は様式第10号			
2	【第2面】許可申請書 特別管理産業廃棄物の新規申請、更新申請は様式第12号 特別管理産業廃棄物の変更許可申請は様式第16号			
3	【第3面】許可申請書 をお使いください。			
4	重複書類省略の申立書(他申請・変更届があり重複書類がある場合)	(□)	(□)	(□)
5	先行許可証〔他行政許可証の写し〕(他府県・市で許可を受けている場合)※1	(□)	(□)	(□)
6	政令市の積替え保管の許可証の写し [大阪市, 堺市, 東大阪市, 高槻市, 豊中市, 枚方市, 八尾市, 寝屋川市, 吹田市で積替え保管の許可がある場合]	(□)	(□)	(□)
7	講習会修了証の写し			
8	本籍地・国籍記載の"住民票" [マイナンバーは要省略] (5 先行許可証の提出があれば不要) ※2、※3、※4	(□)	(□)	(□)
9	登記されていないことの証明書 (5 先行許可証の提出があれば不要) ※2、※3	(□)	(□)	(□)
10	【第1面】事業の全体計画等			
11	【第2面】運搬施設の概要 ※5			
12	【第4面】収集運搬業務の具体的な計画			
13	【第5面】環境保全措置の概要			
14	【第6面】運搬車両の写真			
15	自動車(船舶)検査証の写し (電子車検証の場合は"自動車検査証記録事項"の写し)※7			
16	車両の貸借に関する証明書(検査証の使用者欄が申請者と異なる場合必要)	(□)		
17	地図〔自宅・事務所・事業所・駐車場〕(駅、学校等の公共的な施設を含むもの)			
18	【第7面】運搬容器等の写真(収集運搬時に容器を使う場合必要)			
19	【第8面】事業開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類			
20	【第9面】資産に関する調書			
21	経理的基礎に関する申立書(債務超過の場合必要)	(□)	(□)	(□)
22	納税証明書〔その3の2〕 〔申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税〕 (債務超過の場合必要) ※2	(□)	(□)	(□)
23	府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと〔全税目〕(債務超過の場合必要) ※2、※6	(□)	(□)	(□)
24	納税証明書〔その1〕〔所得税〕[3年分] ※2			
25	納税証明書等が添付できない理由書	(□)	(□)	(□)
26	確定申告書の写し〔所得税〕〔第1表・第2表〕[直近3年分] ※4 (修正確定申告ががある年度は修正確定申告〔第1表・第5表〕の提出が必要) 注)令和4年度以降の修正申告において第5表の提出が出来ない場合は第2表			
27	税務署提出の開業届の写し(開業3年未満の場合必要)※4	(□)		(□)
28	【第10面】誓約書			
29	委任状(申請者以外が窓口に申請する場合必要)	(□)	(□)	(□)
30	現許可証 又は 写し			

- ※1 規則第9条の2第8項又は規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無「無」の許可証で 大阪府より許可期限の長いもの(直近に許可を受けたもの)(変更許可の場合は、大阪府の許可 証でも先行利用可)
- ※2 発行から3ヶ月以内のもの(例 4/15発行なら7/15まで有効)
- ※3 本人、政令使用人
- ※4 マイナンバーの記載がある場合は黒塗り後にコピーしたものを提出すること
- ※5 車両の変更届を同時に提出される場合には添付省略可
- ※6 申請者が府内に在住しない場合は添付不要
- ※7 電子検査証を専用アプリにて読み込んだ、車検証情報を出力したものも可